

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">貿易一般保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00034 沿革 <u>平成 24 年 9 月 24 日</u> <u>一部改正</u></p> <p><b>第 1 章</b> 一般的事項 (第 1 条—第 5 3 条)</p> <p>  <b>第 1 節</b> 定義等 (第 1 条—第 1 3 条)</p> <p>  <b>第 2 節</b> 引受基準等 (第 1 4 条—第 2 7 条)</p> <p>  <b>第 3 節</b> 個別保証枠 (第 2 8 条—第 3 3 条)</p> <p>  <b>第 4 節</b> 保険料率算定等 (第 3 4 条、第 3 5 条)</p> <p>  <b>第 5 節</b> 保険の申込(第 3 6 条—第 3 9 条)</p> <p>  <b>第 6 節</b> 保険料 (第 4 0 条、第 4 1 条)</p> <p>  <b>第 7 節</b> 確定通知 (第 4 2 条—第 4 5 条)</p> <p>  <b>第 8 節</b> 保険金の支払等 (第 4 6 条—第 5 3 条の 2)</p> <p><b>第 2 章</b> 貿易一般保険包括保険 (企業総合) 関係 (第 5 4 条—第 6 6 条)</p> <p><b>第 3 章</b> 貿易一般保険包括保険 (技術提供契約等) 関係 (第 6 7 条)</p> <p><b>第 4 章</b> 貿易一般保険 (個別) 関係 (第 6 8 条)</p> <p><b>第 5 章</b> 雑則 (第 6 9 条)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 1 章</b> 一般的事項</p> <p><b>第 1 条</b> ~ <b>第 3 9 条</b> (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 6 節</b> 保険料 (保険料の納付方法)</p> <p><b>第 4 0 条</b> 保険契約者は、貿易一般保険の保険料を、原則として、保険契約の締結時に一括して納付するものとする。ただし、被保険者が約款第 2 2 条第 1 項に規定する輸出契約等の重大な内容変更等を行った場合であって保険契約者が保険料を納付すべき</p>	<p style="text-align: center;">貿易一般保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00034 沿革 (略)</p> <p><b>第 1 章</b> 一般的事項 (第 1 条—第 5 3 条)</p> <p>  <b>第 1 節</b> 定義等 (第 1 条—第 1 3 条)</p> <p>  <b>第 2 節</b> 引受基準等 (第 1 4 条—第 2 7 条)</p> <p>  <b>第 3 節</b> 個別保証枠 (第 2 8 条—第 3 3 条)</p> <p>  <b>第 4 節</b> 保険料率算定等 (第 3 4 条、第 3 5 条)</p> <p>  <b>第 5 節</b> 保険の申込(第 3 6 条—第 3 9 条)</p> <p>  <b>第 6 節</b> 保険料 (第 4 0 条、第 4 1 条)</p> <p>  <b>第 7 節</b> 確定通知 (第 4 2 条—第 4 5 条)</p> <p>  <b>第 8 節</b> 保険金の支払等 (第 4 6 条—第 5 3 条の 2)</p> <p><b>第 2 章</b> 貿易一般保険包括保険 (企業総合) 関係 (第 5 4 条—第 6 6 条)</p> <p><b>第 3 章</b> 貿易一般保険包括保険 (技術提供契約等) 関係 (第 6 7 条)</p> <p><b>第 4 章</b> 貿易一般保険 (個別) 関係 (第 6 8 条)</p> <p><b>第 5 章</b> 雑則 (第 6 9 条)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 1 章</b> 一般的事項</p> <p><b>第 1 条</b> ~ <b>第 3 9 条</b> (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 6 節</b> 保険料 (保険料の納付方法)</p> <p><b>第 4 0 条</b> 保険契約者は、貿易一般保険の保険料を、原則として、保険契約の締結時に一括して納付するものとする。ただし、被保険者が約款第 2 2 条第 1 項に規定する輸出契約等の重大な内容変更等を行った場合であって保険契約者が保険料を納付すべき</p>	

ときは、次の各号に掲げる時に一括して納付するものとする。

- 一 日本貿易保険が同条第6項の承認をした場合にあつては、被保険者が同条第1項の通知を行った時
- 二 前号に掲げる場合以外にあつては、日本貿易保険が同条第2項ただし書の規定による承認をした時

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる保険料について保険契約者が希望する場合（第1号にあつては日本貿易保険が承認する場合に限る。）は、保険契約締結時に納付すべき保険料を当該各号ごとに定める方法により分割して納付することができる。

- 一 2年以上案件（代金等が本邦通貨又は保険料率等規程別表第6(2)に掲げる外貨により決済されるものに限る。）に係る保険料（延払元本（OECD輸出信用アレンジメントの輸出信用の元本をいう。）及び当該延払元本に付随する金利の額に対する約款第3条第2号又は第4号のてん補危険に係るものに限る。） 当該保険料の額の100分の50を保険契約の締結時に、100分の50を保険契約者の指定した日（保険契約締結日から5年以内であつて、決済の予定起算点の日の前日以前の日に限る。）に納付する方法

- 二 機械包括特約書、貿易一般保険包括保険（船舶）特約書、貿易一般保険包括保険（鉄道車両）特約書又は技術提供特約書の対象であり、かつ、契約金額が500億円を超える2年未満案件に係る保険料 当該保険料の額の100分の50を保険契約の締結時に、100分の50を保険契約者の指定した日（保険契約締結日から2年以内であつて、輸出貨物等の第1回船積予定日から最終船積予定日又は完成納期までの期間の中間日の前日以前の日に限る。）に納付する方法

3 保険契約者が前項第1号で定める方法による保険料の分割納付を申し出かつ日本貿易保険が認めたときは、保険契約の締結に際し、次の特約を付すものとする。

- 「1. この保険契約の申込書に記載された保険料の第2回支払日（以下「第2回支払日」という。）が到来する前に貿易一般保険約款（以下「約款」という。）第4条各号のいずれかに該当する事由が発生した場合は、保険契約者は、当該第2回支払日にかかわらず、別途、独立行政法人日本貿易保険（以

ときは、次の各号に掲げる時に一括して納付するものとする。

- 一 日本貿易保険が同条第6項の承認をした場合にあつては、被保険者が同条第1項の通知を行った時
- 二 前号に掲げる場合以外にあつては、日本貿易保険が同条第2項ただし書の規定による承認をした時

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる保険料について保険契約者が希望する場合は、保険契約締結時に納付すべき保険料を当該各号ごとに定める方法により分割して納付することができる。

- 一 2年以上案件（代金等が本邦通貨又は別表第6（2）に掲げる外貨により決済されるものに限る。）に係る保険料（延払元本（OECD輸出信用アレンジメントの輸出信用の元本をいう。）及び当該延払元本に付随する金利の額に対する約款第3条第2号又は第4号のてん補危険に係るものに限る。） 当該保険料の額の100分の50を保険契約の締結時に、100分の50を保険契約者の指定した日（保険契約締結日から5年以内であつて、決済の予定起算点の日の前日以前の日に限る。）に納付する方法

- 二 機械包括特約書、貿易一般保険包括保険（船舶）特約書、貿易一般保険包括保険（鉄道車両）特約書又は技術提供特約書の対象であり、かつ、契約金額が500億円を超える2年未満案件に係る保険料 当該保険料の額の100分の50を保険契約の締結時に、100分の50を保険契約者の指定した日（保険契約締結日から2年以内であつて、輸出貨物等の第1回船積予定日から最終船積予定日又は完成納期までの期間の中間日の前日以前の日に限る。）に納付する方法

3 保険契約者が前項第1号で定める方法による保険料の分割納付を申し出たときは、保険契約の締結に際し、次の特約を付すものとする。

- 「1. この保険契約の申込書に記載された保険料の第2回支払日（以下「第2回支払日」という。）が到来する前に貿易一般保険約款（以下「約款」という。）第4条各号のいずれかに該当する事由が発生した場合は、保険契約者は、当該第2回支払日にかかわらず、別途、独立行政法人日本貿易保険（以

<p>下「日本貿易保険」という。)が指定する日までに当該第2回支払日に係る保険料の全額を納付しなければならない。</p> <p>2. 第2回支払日が到来する前に約款第14条に規定する書面を提出することとなった場合であって日本貿易保険が請求したときは、保険契約者は、当該第2回支払日にかかわらず、当該請求において日本貿易保険が指定する日までに当該第2回支払日に係る保険料の全額を納付しなければならない。</p> <p>3. 第2回支払日までに保険契約者が破産手続開始の決定その他これに準ずる状態に至った場合は、第2回支払日にかかわらず、保険契約者は当該破産手続開始の決定その他これに準ずる状態に至った日に当該第2回支払日に係る保険料の全額について納入義務を負うものとする。 」</p> <p>4 (略)</p> <p>第41条 ～ 第70条 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この改正は、平成24年10月1日から実施する。</u></p> <p>別表第1 ～ 別表第2 (略)</p> <p>別紙様式第1 ～ 別紙様式第5 (略)</p>	<p>下「日本貿易保険」という。)が指定する日までに当該第2回支払日に係る保険料の全額を納付しなければならない。</p> <p>2. 第2回支払日が到来する前に約款第14条に規定する書面を提出することとなった場合であって日本貿易保険が請求したときは、保険契約者は、当該第2回支払日にかかわらず、当該請求において日本貿易保険が指定する日までに当該第2回支払日に係る保険料の全額を納付しなければならない。</p> <p>3. 第2回支払日までに保険契約者が破産手続開始の決定その他これに準ずる状態に至った場合は、第2回支払日にかかわらず、保険契約者は当該破産手続開始の決定その他これに準ずる状態に至った日に当該第2回支払日に係る保険料の全額について納入義務を負うものとする。 」</p> <p>4 (略)</p> <p>第41条 ～ 第70条 (略)</p> <p>別表第1 ～ 別表第2 (略)</p> <p>別紙様式第1 ～ 別紙様式第5 (略)</p>	
--	---	--